

平成27年2月13日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

木更津市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 清水 幸雄

住民基本台帳に関する事務の重点項目評価書の取扱いについて（答申）

平成26年12月19日付木総行第707号にて諮問のありましたこのことについては、  
下記のとおり答申します。

## 記

### 第1 審査会の結論

住民基本台帳に関する事務の重点項目評価書（以下「評価書」という。）の記載内容は、平成26年4月20日に特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに、おおむね妥当であると認める。

### 第2 判断の理由

#### 1 適合性について

しきい値判断に基づく「重点項目評価」を、木更津市長が主体となってシステムプログラム改修開始前に実施しており、その内容の全てを公表することとしている。また、任意である住民等の意見聴取について、木更津市意見公募手続に関する条例（平成18年木更津市条例第23号）に基づき、平成26年12月10日から平成27年1月9日までパブリックコメントによる意見公募手続を行っている。

これらは、指針に定める特定個人情報保護評価の実施手続等に適合している。

#### 2 妥当性について

住民記録に関する事務を担当する部署において、当該事務の内容を記載するとともに、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、現状考えられる範囲内における特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて検討し、そのリスクを軽減するために講ずべき措置を記載している。

また、記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的を踏まえ検討されている。

### 第3 審査会の付言



審査会としての本件に係る判断は以上のとおりであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）によって導入される社会保障・税番号制度における特定個人情報の適正な取扱いの確保という観点から、今後、別添のような安全措置について配慮するよう、木更津市情報基本条例（平成15年木更津市条例第2号）第18条の規定により付言する。

【特定個人情報の適正な取扱いの確保のための安全措置について】

- 1 番号制度は、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものであるが、一方で、特定個人情報が流出してしまうと不正突合・追跡、財産その他の被害等への懸念が示されていることに鑑み、これまで木更津市においては大規模な情報漏えいの発生はないが、安全対策に「完全」ということではないため、先進市における取組みや民間企業における有効な取組み等の情報収集に努め、変化著しい情報技術の進展に対応するための安全対策の拡充に向けて、継続的に取り組むよう要請する。
- 2 現在、各システム端末においてIDカードとパスワードによる端末管理を実施しているが、今後「個人番号」という秘匿性の高い個人情報を取り扱う事務においては、端末管理を厳格に行うことが重要であるため、予算の許す範囲内において新たな認証機能を導入することも含め、改めて端末操作者の厳格な特定とその責任を明らかにするための対策について、積極的に検討するよう要請する。
- 3 パッケージシステム等による事務運用において、委託先（再委託先等も含む。以下同じ。）のオペレータ等がデータ更新処理等の多くを行っている現状を踏まえると、民間での事故等を教訓として、委託先における安全性の確保については、これまでと同様の対応で十分であるという認識は持つべきでないと考ええる。

評価書のリスク対策に関する記述に、委託先の従業員から「誓約書の提出を求める」旨の記載があるが、そこでとどまらず、万一、情報漏えい等が発生した場合の対応や対策についての具体的な検討は必要であると考ええる。また「職員・委託先等に周知徹底する」という記載があるが、この具体策として、個人番号を取り扱う事務に携わる事務従事者にリスク対策の必要性等についての研修を実施する、又は委託先には同様の研修を実施させるといった取組みが必要であると考えため、十分に検討するよう要請する。